

「余裕期間制度」Q&A

Q1 試行対象工事の任意着手方式において、余裕期間を設けないこと(契約締結日の翌日を工事着手日とする)はできますか。

A1 工事着手日は、受注者が任意に選択できるので、余裕期間のない工事着手日を設定することも可能です。

Q2 余裕期間内は、現場での測量もできないのでしょうか。

A2 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置を不要としていることから、現場への資機材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできません。したがって、現場での作業となる工事の準備行為の測量についても、行うことはできません。

Q3 余裕期間内に前払金の請求はできますか。

A3 前払金の請求ができるのは、工事着手日以降となりますので、余裕期間内は前払金の請求はできません。

Q4 配置予定技術者を工事着手日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできますか。

A4 技術者の選任届に記載された配置予定技術者を当該工事に配置することが原則ですが、例外的に、死亡、傷病、出産、育児、介護及び退職等の事由によるもので、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。

この場合においては、必要な要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の資格、実績等を有する他の技術者を当該工事に配置しなければなりません。

なお、工事着手日以後、配置予定技術者を当該工事に配置できない場合は、発注者は、当該契約を解除、及び、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を検討するものとします。

Q5 施工計画書などの工事関係書類はどの時期に提出すればよいのでしょうか。

A5 契約関係書類を除き、工事関係書類は工事着手日以降の提出となります。